H24.2.19 長崎新聞



# ひまわり通信

県弁護士会からのメッセージ

## ワンからツーへ

# 早い者勝ちにならぬように

前壱岐ひまわり基金法律事務所所長、弁護士・梶永 圭

壱岐市に移り住み2年がたちました。私は2010年1月29日、壱岐ひまわり基金法律事務所を開設しました。これは日本弁護士連合会などの支援で、弁護士のいない、または少ない地域に開設される公設事務所で、長崎県には壱岐市のほか対馬市、五島市、島原市にそれぞれひまわり基金法律事務所が設立されています。

壱岐市での2年間は東京での弁護士生活とは異なったさまざまな経験ができました。壱岐市には、消費者被害事件が相当数あったので、被害に遭わぬように法的な知識を身につけてもらう必要を感じ、講演をしたこともありました。壱岐市の高校生は卒業後、島外に移住する生徒が大多数なので、新天地で思わぬ法的トラブルに巻き込まれないよう3年生向けに講演をすることもできました。「弁護士がいてくれて良かった」と言ってもらったときが壱岐に来たことを一番実感できる瞬間でした。

もっとも壱岐市には、壱岐ひまわり基金法律事務所が設立される以前から弁護士がいました。01年には「ひまわり基金・九弁連壱岐弁護士センター」が設置され（壱岐ひまわり基金法律事務所の設立により閉鎖）、毎週2日間、福岡県、長崎県、佐賀県の各弁護士が相談に応じていました。06年には法テラス壱岐法律事務所が設立されたので、同年から常駐の弁護士が1人いました。つまり、壱岐市は、弁護士ゼロではなくワン（ひとり）地域でした。

それにもかかわらず壱岐ひまわり基金法律事務所が設立された理由は、利益相反の解消目的です。以前は紛争の当事者の一方が法テラス壱岐法律事務所へ相談に行ったら、もう一方の当事者は「ひまわり基金・九弁連壱岐弁護士センター」の相談日まで待たなければならなかったし、依頼する場合には福岡県などの弁護士に依頼するしかありませんでした。それでは時間的にも距離的にも金銭的にも困難なことが多かったと思われます。

島民への法的サービスの享受は事実上、早い者勝ちとなっていたかと思います。

壱岐ひまわり基金法律事務所は、全島民が早い者勝ちとならずに平等に法的サービスを享受できることを目的として設立されました。これで壱岐市は弁護士がワンではなくツー（2人）になりました。現在は紛争当事者双方とも必要があれば、いつでも弁護士に相談および依頼をすることができるようになりました。壱岐の皆さまが気軽に壱岐ひまわり基金法律事務所を利用し、「弁護士がいてくれて良かった」と感じていただければ、当事務所の設立目的は達成されたことになります。今まで以上に壱岐ひまわり基金法律事務所をご利用いただければ幸いです。

また、高齢者を狙った事務所まで相談に来ることが困難な高齢者も多くいらっしゃいましたので、病院や自宅へうかがって相談に応じたことも多々ありました。